

幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (昭和26年11月18日 条例第43号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給の期間は、1日以上6ヶ月以下とし、給料の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第32号）第15条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第5条及び第6条 略</p>	<p>○幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (昭和26年11月18日 条例第43号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給の期間は、1日以上6ヶ月以下とし、<u>その発令の日に受ける給料の額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第32号）第15条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>第5条及び第6条 略</p>